

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

別紙1

市町村名	岩内町
所属名	民生部保険福祉課(介護保険担当)

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
岩内町	①自立支援・介護予防・重度化防止	平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しており、町では、要支援者の生活機能の低下に対応した多様なニーズが求められていることから、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な介護予防・生活支援サービスの充実を図ることとしている。 また、高まる高齢者の社会参加へのニーズ、地域における余暇活動や生きがいづくりも自立支援・介護予防を進めるうえで重要な考え方であるため、関係者間で理念・方向性等を共有し、多職種によるケアマネジメント支援を行っていく必要がある。	① 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の一層の充実。 ② 心身機能の維持向上を目的とした「はつらつ元氣塾」の実施。 ③ 住民主体の介護予防教室立ち上げの支援。 ④ 町広報誌における介護予防の普及・啓発。 ⑤ 介護予防ボランティアの育成	① 既存のサービスを継続して行う。 ② リズム体操を中心に筋力トレーニングやバランス訓練を実施し、自宅でも可能なホームトレーニングを提案するなど、毎日の運動習慣を促す。 ③ 高齢者自ら取り組み介護予防活動について支援を行う。 ④ 町広報誌による普及・啓発を実施する(「はつらつ元氣塾」実施内容等)。 ⑤ 介護予防教室等の運営補助や指導的立場となる人材の育成を図る。	介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については問題なく事業を実施できた。 「はつらつ元氣塾」は、3名の介護予防ボランティアの運営補助のもと、計9回実施。 また、住民主体の介護予防教室に対する講師派遣は7回行っており、その他の普及・啓発活動として、「はつらつ元氣塾」の町広報誌による周知を実施した。 なお、計画未記載ではあるが、敬老会において理学療法士による介護予防体操を実施した。	○	「はつらつ元氣塾」においては、男性の参加者数が僅少であること、また、講師派遣事業に関しては、活用団体数が当初から増加していないことが課題として挙げられる。 生活支援コーディネーターなどと協力し、講師派遣事業の活用促進及び団体に所属していない個人の高齢者に対する働きかけを強化するとともに、高齢者同士の支援の輪の拡大を図る。
岩内町	①自立支援・介護予防・重度化防止	住み慣れた岩内町で可能な限り安心した日常生活を送るため、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが必要であり、今後ますます増加が予想される高齢者の在宅生活を支えるため、医療職・介護職などの関係機関が連携し、適切なサービスを提供していくことが重要である。このことより、多職種による連携や情報共有などを通じ、在宅医療・介護連携推進に係る事業の施策展開が課題となっている。 また、連携を進めるうえで、どのような課題が存在しているか、課題の抽出が完全に行われていないので、抽出方法も含めて関係者間で検討を進めていく必要がある。	① 医療機関(医・歯・薬)及び介護事業所等のリストアップ。 ② 上記リストの「介護保険ガイドブック」掲載。 ③ 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置。 ④ 医療・介護関係者向け研修会の実施。 ⑤ 医療・介護関係者間の情報共有支援。	① :H30年度リスト完成。 ② :H30年度作成の「介護保険ガイドブック」(計画内「パンフレット」を指す)へ掲載。 ③ :H30年度より地域包括支援センターに設置。 ④ :地域包括支援センターにて年1回実施。 H31年度以降も継続(次年度以降の回数・内容については今後検討予定)。 ⑤ :保健所主導のもと岩内協会病院の入退院ルールを作成する。また、入退院時の合同カンファレンスにより情報共有が図られるよう関係者間の調整を進める。	医療機関等のリストは介護保険ガイドブックへ掲載することができた。 在宅医療・介護連携に関する相談窓口は地域包括支援センターに設置済みで、医療・介護関係者向けの研修会(ストレスマネジメント)を1回実施した。また、岩内協会病院の入退院ルールについては、今年度2回会議に出席し、関係者間における情報共有や調整を進めた結果、ルールが完成した。	○	介護事業所等へのヒアリングや会議等における関係者の意見聴取を進めたくて課題を掘り下げて検討し、全体像の把握を進める。また、各事業所のみならず、保健所(道)の協力も得ながら、関係者間における連携強化に向けた方策を検討する。
岩内町	①自立支援・介護予防・重度化防止	平成26年度に実施した「高齢者日常生活調査」の結果より、認知症のおそれのある高齢者が相当の割合で在宅生活していることが判明した。町としては、各種事業を通じて、認知症の早期発見・早期受診につなげることが、本人や家族の負担を軽減するうえで重要と考える。 認知症の早期対応を推進するため、国が示す「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の柱に沿って、実情に応じた多様な認知症対策を展開していく必要がある。	① 町広報誌等を活用した普及・啓発の推進。 ② 認知症サポーター養成講座の開催。 ③ 認知症初期集中支援チームの設置。 ④ 認知症疾患医療センター(小樽市立病院)及び関係機関との連携体制構築。 ⑤ 認知症地域支援推進員の配置。	① :町広報誌等を活用した普及・啓発を推進する。 ② :職団体及び町内会等において講座を開催する。 ③ :認知症の早期診断や速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう体制を構築する。 ④ :後志認知症疾患医療連携協議会への出席等。 ⑤ :推進員による認知症に関するネットワーク形成の推進。	認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員を配置した。また、町広報誌による認知症初期集中支援チームに関する周知及び自治体職員を対象とした認知症サポーター養成講座を実施した。後志認知症疾患医療連携協議会には計2回出席し、関係者間での情報共有を行った。	○	認知症初期集中支援チーム及び地域支援推進員の周知について強化が必要と考えられるので、町広報誌等での周知を徹底し、合わせて地域支援推進員は増員を検討する。 認知症の早期発見には、町職員のみならず、町民全体が認知症への理解を深める必要があることから、第6期計画時の実施状況に加え、一般町民及び小中学生を対象としたサポーター養成講座の実施について検討を進める。
岩内町	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者のみ世帯や認知症高齢者など、支援を必要とする在宅生活の高齢者が増加しており、個別訪問や見守り、配食サービスなどが着実に成果を挙げている。 また、ボランティアなどの日常支援についても助け合いの輪が拡大しつつあり、平成30年度より配置した生活支援コーディネーターによって、現在、地域資源の把握を進めているところであり、今後、各種の活動支援を行っていく予定である。 また、老朽化した公営住宅に居住する高齢者が多く、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入など、居住安定に係る施策の推進が課題となっている。	① 生活支援コーディネーターの配置。 ② 地域資源マップ(集いの場)の作成(計画未記載)。 ③ 高齢者タイプ別ニーズ調査の実施(計画未記載)。 ④ 生活支援に関する団体の立ち上げ支援(計画未記載)。 ⑤ 高齢者の居住安定に係る施策(岩内町住生活基本計画)との連携。	① :ボランティア等の生活支援の担い手の育成・発掘をはじめとした地域資源の開発やそのネットワーク化などを調整する「生活支援コーディネーター」を配置する。 ② :平成30年2月時点で進捗率は50%程度。年度内での完成を目指す(計画未記載)。 ③ :平成31年度実施予定(計画未記載)。 ④ :住民主体で介護予防教室を行う団体の立ち上げを支援する。 ⑤ :引き続き、岩内町住生活基本計画所管課との調整を進める。	平成30年4月より生活支援コーディネーターを1名配置し、地域資源マップ(集いの場)を作成した。また、住民主体で介護予防教室を実施する団体の立ち上げを2団体支援し、生活支援・介護予防サービスの基盤整備に向けた各種支援活動を展開することが出来たが、高齢者タイプ別ニーズ調査は調査方法等の調整が出来ておらず、実施に至っていない。 岩内町住生活基本計画所管課とは老朽化した公営住宅に居住する高齢者の実態を握り、居住安定に係る施策の推進について協議を進めた。	○	地域資源マップ(集いの場)が完成したため、次年度以降はマップを基にさらなる資源の発掘・開発を進めるため、各種ニーズ調査を実施していく必要がある。 また、高齢者向けのニーズ調査に関する調査様式の作成や方法の検討など、高齢者が抱える潜在需要の掘り出しについても検討が必要である。
岩内町	①自立支援・介護予防・重度化防止	地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、また、関係者間の連携を進めるうえで中核的な存在であり、同センターで実施している「地域ケア会議」は、関係者間における地域課題の情報共有やその議論を行う場である。 また、課題を整理していく中で、優先順位の高い課題を政策形成につなげていくことが、地域包括ケアシステムの構築を推進していくうえで重要な要素となっている。	① 個別ケースに関する地域ケア会議の推進。 ② 地域の共通課題の整理及び政策形成による課題解決。	① 個別ケースに関して関係者間で連携を図り、個別課題の解決を図る。 ② 個別地域ケア会議などの開催を通じて判明した地域の共通課題を整理し、高齢者の自立に向けた支援内容を検討する。また、明らかとなった地域課題のうち、優先順位が高い課題を政策形成につなげ、地域課題の解決を目指す。	平成30年度では、個別ケースに関する地域ケア会議を6回実施。現在、見守り活動を継続中。地域課題発見には至らなかった。	△	地域における課題が明らかになっていないため、情報の整理及び課題の究明を進めるとともに、課題解決に向けた方策等についても検討を進めていく。

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容			H30年度(年度末実績)			
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
岩内町	①自立支援・介護予防・重度化防止	平成37年の超高齢社会を控え、支援を必要とする高齢者等の増加が見込まれている中、個々の状況に応じ、医療・介護・介護予防などのサービスを切れ目なく提供することで、要介護認定者の増加を抑制することが重要となっている。町の独自調査である平成26年度「高齢者日常生活調査」及び平成29年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果、サービス利用が必要であるにも関わらず要介護認定を受けていない者や要介護状態等になるおそれの高い高齢者が多数存在しており、また、社会的に孤立している高齢者世帯も潜在化していることが確認された。 以上のことより、個々の状況に応じたサービスを切れ目なく提供していく必要がある。	① 生活支援指導訪問事業 ② 生きがい活動支援通所事業 ③ 生活支援短期宿泊事業 ④ 訪問給食サービス事業 ⑤ 老人福祉センター移送サービス事業 ⑥ 車いす移送サービス事業 ⑦ 訪問介護移送サービス事業 ⑧ 在宅老人除排雪サービス事業 ⑨ 老人交通安全杖支給事業 ⑩ 緊急通報システム事業 ⑪ 在宅高齢者介護用品購入費助成事業 【※全て第7期計画以前より実施済】	① 訪問ヘルパーの派遣(居宅要介護被保険者等を除く)。 ② デイサービスセンターにおける日常動作訓練、入浴、給食等のサービス提供(居宅要介護被保険者等を除く)。 ③ 町内介護施設における短期間宿泊入所サービス(居宅要介護被保険者等を除く)。 ④ 食事を贈うことが困難な者の居宅への訪問、給食の提供。 ⑤ 徒歩による老人福祉センター来館が困難な者に対するタクシー-住復乗車サービス。 ⑥ 寝たきりの人や車いす利用者に対し、車いす移送車により通院や外出等を支援。 ⑦ 訪問介護サービスを利用する高齢者に対し、民間タクシーにより通院や外出等を支援。 ⑧ 除排雪することが困難な高齢者のみ世帯等に対し、冬期間の除排雪の援護を実施。 ⑨ 交通安全のため、道路交通の安全に配慮した杖を希望者に支給。 ⑩ 電話回線を利用した専用通報器及びペンダント型無線発信機の無償貸与。 ⑪ 在宅高齢者の介護用品の購入費の一部を助成(H30年4月要綱改正により名称変更)。	各事業とも支障なく実施できたが、平成30年4月に要綱を改正した介護用品購入費助成事業について、町広報誌及び担当CMを通じ周知を行ったが、未だに改正内容を把握出来ていない利用者が多数確認された。	○	各事業とも町の独自サービスであるため、今後は利用者負担等、事業の持続可能性について検討を進めるとともに、適宜サービス内容の拡充や見直しなどを行っていく。また、介護用品購入費助成事業における対象者への再周知については、今後、会議などにおいてCMIに周知を依頼するなど、制度の利用促進に向けた取組を推進する。
岩内町	②給付適正化	持続可能な介護保険事業の運営を行うため、サービスの適正利用の促進等に取り組み、給付の適正化を推進する必要がある。 第6期計画期間中未実施未実施であった適正化事業について、実施方法や事業実施の効果などを勘案し、介護給付の適正化を進める上で効果的と考えられる適正化事業について優先的に取り組んでいく必要がある。	① 縦覧点検・医療情報突合 ② 住宅改修等の点検 ③ 介護給付費通知 ④ ケアプラン点検 ⑤ 要介護等認定の適正化	① 【縦覧点検】利用者個々の介護報酬の請求明細書を確認し、請求内容の誤り等を早期発見し、適切な処理を行う。 【医療情報突合】後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の排除を行う。 ② 住宅改修においては、改修工事施工前後の写真確認や訪問調査等を実施し、不適切・不要な改修を排除する。福祉用具購入・貸与においては、福祉用具使用者等に対し訪問調査等を実施し、その必要性や利用状況等の点検を行う。 ③ 利用者等に対し、事業者の介護報酬請求や給付状況等の情報を通知し、適切なサービス利用の普及を行う。 ④ 居宅介護サービス計画等の記載内容について、資料の確認や訪問調査を実施し、点検・支援を行う。 ⑤ 介護認定調査の内容について、訪問審査や書面審査等を実施し、適切で公平な要介護認定等を確保する。	縦覧点検及び医療情報突合は国民健康保険団体連合会に処理を委託し、また、要介護等認定の適正化については、町が主治医意見書や認定調査表の点検を通して実施した。 住宅改修の点検は改修工事の前後の写真確認により実施したが、福祉用具購入・貸与、また、介護給付費通知及びケアプラン点検については実施することが出来なかった。	△	現在未実施である福祉用具購入・貸与の点検、介護給付費通知、ケアプラン点検の中では、福祉用具購入・貸与の点検が最も優先順位が高いため、実施に向けた調整を進める。介護給付費通知及びケアプラン点検についても、引き続き実施方法や事業実施の効果などを勘案しながら検討を進める。